

「会計参与の行動指針」の改正について

2025年9月19日

新	旧
<p><b>会計参与の行動指針</b></p> <p>2006年4月25日            改正 2007年5月25日            改正 2008年7月9日            改正 2009年8月10日            改正 2010年7月7日            改正 2011年10月14日            改正 2014年3月24日            改正 2016年2月29日            改正 2017年3月24日            改正 2019年4月25日            改正 2021年8月3日            改正 2024年2月7日  <u>最終改正 2025年9月19日</u></p> <p>日本公認会計士協会            日本税理士会連合会</p> <p style="text-align: center;">—目次— (省略)</p> <p><b>II 会計参与制度の概要</b></p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p><b>2. 会計参与の責任</b></p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>(5) 刑事上の責任            会計参与に限定された罰則ではないが、<b>拘禁刑</b>又は罰金についての規定が次のとおり定められている。            ① 特別背任罪（会社法第960条）</p>	<p><b>会計参与の行動指針</b></p> <p>2006年4月25日            改正 2007年5月25日            改正 2008年7月9日            改正 2009年8月10日            改正 2010年7月7日            改正 2011年10月14日            改正 2014年3月24日            改正 2016年2月29日            改正 2017年3月24日            改正 2019年4月25日            改正 2021年8月3日  <u>最終</u>改正 2024年2月7日</p> <p>日本公認会計士協会            日本税理士会連合会</p> <p style="text-align: center;">—目次— (省略)</p> <p><b>II 会計参与制度の概要</b></p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p><b>2. 会計参与の責任</b></p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>(5) 刑事上の責任            会計参与に限定された罰則ではないが、<b>懲役</b>又は罰金についての規定が次のとおり定められている。            ① 特別背任罪（会社法第960条）</p>

新	旧				
② 会社財産を危うくする罪（会社法第 963 条） ③ 虚偽文書行使等の罪（会社法第 964 条） ④ 預合いの罪（会社法第 965 条） ⑤ 贈収賄罪（会社法第 967 条） ⑥ 株主の権利の行使に関する利益供与の罪（会社法第 970 条） （省略）	② 会社財産を危うくする罪（会社法第 963 条） ③ 虚偽文書行使等の罪（会社法第 964 条） ④ 預合いの罪（会社法第 965 条） ⑤ 贈収賄罪（会社法第 967 条） ⑥ 株主の権利の行使に関する利益供与の罪（会社法第 970 条） （省略）				
IV 参考	IV 参考				
（省略）	（省略）				
2. 会計参与契約書	2. 会計参与契約書				
（省略）	（省略）				
<b>会計参与約款</b>	<b>会計参与約款</b>				
（省略）	（省略）				
第 3 条（会計参与の行動指針）	第 3 条（会計参与の行動指針）				
会計参与は、その職務を担うに当たって「会計参与の行動指針」（最終改正 2025 年 9 月 19 日 日本公認会計士協会、日本税理士会連合会）に拠る。	会計参与は、その職務を担うに当たって「会計参与の行動指針」（最終改正 2024 年 2 月 7 日 日本公認会計士協会、日本税理士会連合会）に拠る。				
2. 会計参与の職務は、会社の業務内容等を質問し、取締役及び支配人その他の使用人（以下「取締役等」という。）が作成した基礎資料を閲覧し、会計帳簿残高と計算関係書類の勘定科目残高との整合性を確かめながら、共同して計算関係書類を作成することであり、取締役が提供する会計資料に基づき、その信頼の上に行われる。	2. 会計参与の職務は、会社の業務内容等を質問し、取締役及び支配人その他の使用人（以下「取締役等」という。）が作成した基礎資料を閲覧し、会計帳簿残高と計算関係書類の勘定科目残高との整合性を確かめながら、共同して計算関係書類を作成することであり、取締役が提供する会計資料に基づき、その信頼の上に行われる。				
（省略）	（省略）				
5. 「中小企業の会計に関する指針」確認一覧表	5. 「中小企業の会計に関する指針」確認一覧表				
（省略）	（省略）				
(2) 計算書類に関する表示	(2) 計算書類に関する表示				
（注 1）「収益認識に関する会計基準」を適用していない会社を前提としており、当該会計基準を適用している場合には会社計算規則上別途規定があることに留意する。	（注 1）「収益認識に関する会計基準」を適用していない会社を前提としており、当該会計基準を適用している場合には会社計算規則上別途規定があることに留意する。				
<u>（注 2）グローバル・ミニマム課税制度の適用対象ではない会社を前提としている。</u>					
（注 3）略称は以下のとおりとする。	（注 2）略称は以下のとおりとする。				
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">規：会社計算規則</td> <td style="width: 50%;">指針：中小企業の会計に関する指針</td> </tr> </table>	規：会社計算規則	指針：中小企業の会計に関する指針	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">規：会社計算規則</td> <td style="width: 50%;">指針：中小企業の会計に関する指針</td> </tr> </table>	規：会社計算規則	指針：中小企業の会計に関する指針
規：会社計算規則	指針：中小企業の会計に関する指針				
規：会社計算規則	指針：中小企業の会計に関する指針				
（省略）	（省略）				
以 上	以 上				

以 上